

第685回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成27年 5月 12日（火）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）
 - (1) 「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について
業務部 福田 管理課長
 - (2) 中国産トルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税の課税について
業務部 五島 統括審査官（通関総括第3部門）
- 4、その他・連絡事項等
 - ・NACCS 専用口座振替方式の廃止について
業務部 河田 収納課長
 - ・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況（4月分）について
業務部 矢野 統括審査官（通関総括第1部門）
 - ・日豪EPAに係る経過措置対象貨物の取扱いについて
業務部 高澤 原産地調査官

次回開催予定日 **平成27年6月11日（木）** 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

2015年5月12日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部管理課

「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の我が国経済のグローバル化の進展に伴い、貿易・通関手続の国際的調和の動きや迅速な通関の要請が強まっております。一方で、麻薬、覚せい剤等の不正薬物の若年層への浸透やけん銃を使用した凶悪事件が発生しており、深刻な社会問題となっております。このため、税関では、不正薬物・けん銃等の社会悪物品の海外からの流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、情報収集・分析の強化、取締機器の増強等を図り、取締関係機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。


今般、下記のとおり「薬物及び銃器取締強化期間」を設定し、船舶、乗組員に対する取締り及び輸入貨物に対する検査等について水際取締りを一層強化することとしておりますので、本取締強化期間の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、皆様には、不正薬物や銃砲等の密輸入情報はもとより、貨物、人、船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸 110 番」までご連絡を頂けますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：平成 27 年 5 月 7 日（木）～平成 27 年 5 月 31 日（日）

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>
情報提供サイト <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>
（「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい）

フリーダイヤル シ ロ イ ク ロ イ QRコード
密輸 110 番 0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1 
メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

2015年5月12日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部通関総括第3部門

中国産トルエンジイソシアナートに対する 不当廉売関税の課税について

NACCS 掲示版からの転載

【輸入者及び通関業者の皆様へ】中国産トルエンジイソシアナートに対する不当廉売関税の課税について

2015年4月17日

関税定率法の別表第二九二九・一〇号に掲げるトルエンジイソシアナートのうち中国（香港及びマカオを除く）を原産地とするものに対して、平成27年4月24日まで暫定的な不当廉売関税が課されていますが、トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令に基づき、確定措置として平成27年4月25日から平成32年4月24日まで不当廉売関税が賦課されます。

なお、以下の業務コード集については変更ありません。
ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産トルエンジイソシアナート
(2929.10-010)

NACCS 用コード	適用税率 (%)
S005001	69.4

参 考

- ・財務省告示第149号（平成27年4月17日）
- ・「トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（政令第215号、平成27年4月17日）
- ・個別通達「トルエンジイソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについての一部改正について」（財関第444号、平成27年4月23日）

NACCS専用口座ご利用の皆様へ

平成27年3月

NACCS専用口座は平成29年3月末に**廃止**します^(※1)。

継続して口座振替を希望されるお客様は、
お早めに**リアルタイム口座**への変更をお願いします。

[NACCS専用口座廃止までにご対応いただくこと]

- ① NACCSホームページを参照し、リアルタイム口座振替申込書類を**NACCS**へご提出ください。^(※2)

NACCS リアルタイム  検索

- ② リアルタイム口座登録完了後、社内関係部署、通関委託先等の関係者へ使用口座の変更をご周知ください。
- ③ **銀行にて**専用口座の解約手続きをしてください。

[リアルタイム口座振替の主なメリット]

一般口座を
利用するので...

- ★ 関税等の納付以外にも使えて便利！
- ★ 自由に入出金ができる便利！
- ★ 残高不足にも入金後即時反映されて便利！


NACCS専用口座廃止日直前のNACCS専用口座利用は、後続業務等に影響が生じる場合があります、注意が必要です。

※1 平成29年3月末は最終的な廃止期限であり、銀行により廃止時期は異なります。

※2 金融機関により、お申込みから利用開始まで1ヶ月程度を要する場合がありますので、NACCSホームページをご確認ください。

お問合せ先：
・NACCSセンター ヘルプデスク : ☎ 0120-794550 または 044-520-6270
・ソリューションサービス第2課 : ☎ 0120-794521 または 044-520-6280
・東海事務所 : ☎ 0120-794523 または 052-654-6511
・西日本事務所 : ☎ 0120-794525 または 06-6446-3812
・九州事務所 : ☎ 0120-794527 または 092-441-7825

 NACCS公式ホームページ
<http://www.naccs.jp/>

 NACCS掲示板
<http://www.nacccenter.com/>



輸入者、通関業者の皆様へ

輸入貨物に関する関税等の納税事務を簡素化! 輸入貨物を迅速に引取り!

納期限延長制度

税関に担保(※)を提供して、関税等の納期限を延長することが可能です。

輸入貨物に関する関税等の納税事務を簡素化!

輸入申告の都度の納付手続が不要であり、一定期間後にまとめて納付可能

輸入貨物を迅速に引取り!

関税等の納付前に、輸入の許可を受け、輸入貨物の迅速な引取りが可能

※ 利用可能な担保の種類は①国債及び地方債、②社債その他の有価証券、③土地、④建物等、⑤工場財団等、⑥保証人の保証、⑦金銭

※ 平成26年4月より、「土地、建物等、工場財団等」を複数の輸入申告に係る担保として利用可能としました。

納期限延長制度の手続の詳細は最寄りの税関収納課まで

税関 納期限延長

検索

<http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/>

リアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式）

対応金融機関
増加中!

一般口座から自動的に口座振替で関税等を納付することが可能です。

輸入貨物に関する関税等の納税事務を簡素化!

一般口座から関税等を納付可能
自動的に関税等の納付が可能であり、輸入申告の都度の納付手続が不要

輸入貨物を迅速に引取り!

輸入申告の都度の納付手続が不要なため、輸入貨物の迅速な引取りが可能

※ リアルタイム口座振替方式の利用にあたっては、申込者（口座名義人）、金融機関及び輸出入・港湾関連情報処理センター(株)（NACCSセンター）による三者間契約が必要

※ 納期限延長制度とリアルタイム口座振替方式の併用不可

リアルタイム口座振替方式の利用手続、利用可能な金融機関、利用時間帯の詳細はNACCSセンターのホームページまで

NACCS リアルタイム

検索

<http://www.naccs.jp/>



横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2013年10月	28%
2013年11月	32%
2013年12月	41%
2014年1月	43%
2014年2月	43%
2014年3月	47%
2014年4月	47%
2014年5月	47%
2014年6月	46%
2014年7月	48%
2014年8月	49%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	55%
2014年12月	59%
2015年1月	62%
2015年2月	63%
2015年3月	72%
2015年4月	87%

輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2013年10月	25%
2013年11月	30%
2013年12月	34%
2014年1月	38%
2014年2月	38%
2014年3月	40%
2014年4月	42%
2014年5月	44%
2014年6月	44%
2014年7月	47%
2014年8月	48%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	60%
2014年12月	62%
2015年1月	63%
2015年2月	63%
2015年3月	63%
2015年4月	69%

2015年4月の内訳

海上	87%
航空	85%

2015年4月の内訳

海上	69%
航空	50%

【参考】 2015年3月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	53%
横浜	72%
神戸	84%
大阪	68%
名古屋	75%
門司	77%
長崎	86%
函館	91%
沖縄	82%
合計	73%

輸入	
東京	42%
横浜	63%
神戸	69%
大阪	68%
名古屋	72%
門司	72%
長崎	73%
函館	66%
沖縄	76%
合計	61%

お知らせ

平成27年5月

修正申告の際の提出書類の取扱いについて

修正申告を行う際には、必要に応じて、修正申告の内容を確認するために必要な書類（当初申告の添付書類のうち修正申告に係る事項が含まれているものや修正に至った理由や経緯が分かる書類）を提出していただいておりますが、これまで、「御願書」といった書類が提出されているケースがございます。

修正申告は、先にした納税申告等により納付すべき税額に不足額がある場合等に自主的に申告を行っていただき、関税等の適正な納付を図るための手続であることから、修正申告にあたって「御願書」のような書類を提出していただく必要はございません。

また、必要に応じて、修正申告に至った理由や経緯が分かる書類を提出していただくことがございますが、そのような場合であっても必ずしも社印が押されたものである必要はございませんので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

輸出申告に関するお知らせ

輸出許可後の価格変更の取扱いを変更しました

価格未決定貨物の輸出申告価格について、価格の計算に誤りがある場合等を除き、許可後の価格変更を不要としました。

- 輸出申告を行う時点において貨物代金が未確定である場合に、輸出申告書に記載すべき価格については、関税法基本通達67-1-4の(1)の二に従って算出することとされていますが、当該規定に基づき算出された価格が、決済額と異なることとなった場合であっても、その差額の多寡にかかわらず、輸出許可後の変更は不要とすることとしました。
- ただし、関税法基本通達67-1-4の(1)の二に従って算出した申告価格に記載、計算又は算出の誤りがあった場合には、関税法基本通達67-1-14の(1)から(3)までの規定に従って訂正を行う必要があります。
- 税関への申告価格について変更を要しない場合であっても、他法令の規制については所管省庁に確認していただくようお願いします。

<輸出許可内容の変更に係る基本的な考え方>

関税法における輸出申告及び許可については、輸出申告の時点における貨物の現況により、輸出申告が行われ許可の判断がなされていることから、輸出申告内容そのものに誤りがあった場合、又は、関税法基本通達67-1-11から67-1-14まで（船名・積込港・数量・価格の変更の取扱い）の規定により変更を要する場合を除き、輸出許可後において、事情の変更があったとしても輸出許可内容の変更は要しない。



引き続き適正な価格による

輸出申告をお願いします！

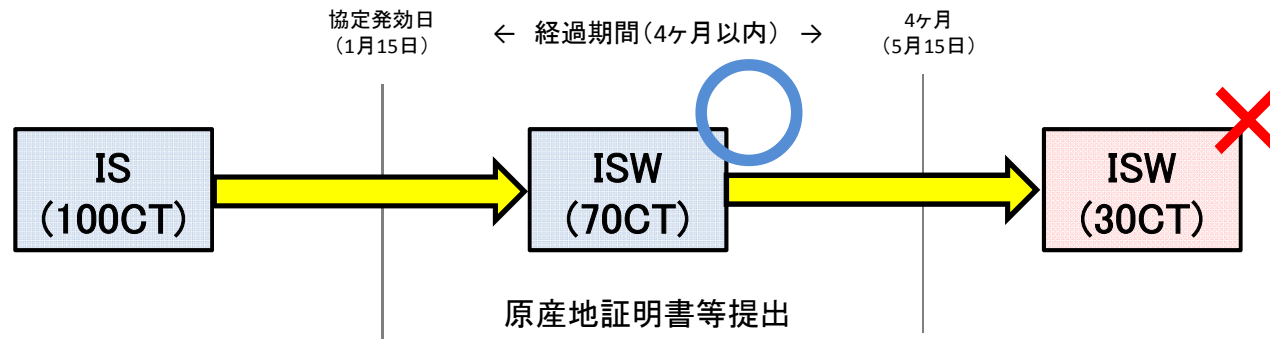
本件に係るお問い合わせは、通関総括部門までお問い合わせ下さい。
 横浜税関業務部 通関総括第1部門 電話：045-212-6150

お知らせ

日豪EPAに係る経過措置対象貨物の取扱いについて

日豪EPA発効日(1月15日)に日豪EPA第3.27条1(a)又は(b)の状態にある貨物については、日豪EPA発効の後4ヶ月以内(5月15日まで)に輸入申告(蔵出輸入申告及び移出輸入申告については輸入許可)された場合には日豪EPA税率の適用を受けることが可能です。

例えば以下のように、日豪EPA発効前に蔵入れ承認を受けた貨物(100CT)について、1月15日以降5月15日までの間に、その全量(100CT)について日豪EPAの原産地証明書等を税関に提出し、その一部(70CT)について輸入許可を受けた場合、当該一部の貨物(70CT)については、日豪EPA税率の適用を受けることが可能です。しかし、輸入許可が(経過期間超の)5月16日以降になった場合、残りの貨物(30CT)については、経過期間内に日豪EPAの原産地証明書等を税関に提出していても、日豪EPA税率の適用を受けることができませんのでご注意ください。



【参照条文:第3.27条 輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定】

1 輸入締約国の税関当局は、この協定の効力発生の日の後四箇月以内又は当該輸入締約国が認めるこれよりも長い期間内に、この協定の効力発生の日に次の状態にある輸出締約国の原産品に対し、関税上の特惠待遇を与える。

(a)当該輸出締約国から当該輸入締約国に向けて輸送中の原産品

(b)税関管理(当該輸入締約国の税関当局により規制される倉庫における一時蔵置を含む。)から引取りを許可されていない原産品